

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合広域計画を定めたので、別紙のとおり公表する。

平成19年12月19日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 佐竹 敬久



秋田県後期高齢者医療広域連合
広 域 計 画
(平成19年度～平成23年度)

1 計画の趣旨

広域計画は、広域連合が行う事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合と関係市町村が役割分担し、連絡調整を図りながら、処理する事項について定め、後期高齢者医療制度における広域行政の円滑な推進を図ろうとするものです。

2 計画の項目

広域計画は、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定に基づき、次の項目について定めます。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること

3 期間及び改定

広域計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。その後は、保険料を2年単位で見直すことから、4年間を単位として改定を行います。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時見直しを行います。

4 基本的な考え方

後期高齢者医療制度の運営にあたっては、次のように取り組みます。

- (1) 関係市町村との役割分担を明確にしつつ、連携を密にしながら、効率的な運営を図ります。
- (2) 医療団体や高齢者団体等の関連団体等から意見をいただきながら、後期高齢者のニーズに対応した質の高いサービスの提供を目指します。

5 基本計画

後期高齢者医療制度の準備及び運営にあたっては、住民に身近な市町村が窓口業務を担い、広域連合が主体となって、相互に連携を図りながら次に掲げる事業を行います。また、次に掲げる事業のほか、制度運営に必要な事業については、広域連合と関係市町村が協議し、適切な役割分担を行いながら実施します。

【平成19年度】

(1) 制度開始へ向けた準備事務

平成20年4月からの後期高齢者医療制度の実施へ向け、事務を円滑に処理するためのシステム、必要な住民情報を市町村から広域連合に提供するためのシステム、保険料の徴収を実施するためのシステム等、各種電算処理システムの整備を実施します。

また、市町村からの情報を基に、被保険者台帳の整備、保険料率の算定を行い、被保険者証等の交付を行います。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・ 広域連合電算処理システムの整備・ 被保険者台帳の作成・ 保険料率の算定・ 負担区分の判定、障害認定・ 被保険者証等の作成	<ul style="list-style-type: none">・ 住民情報提供システムの整備・ 保険料徴収システムの整備・ 被保険者台帳作成及び保険料率算定に必要な情報提供・ 特別徴収対象被保険者の確定・ 被保険者証等の引渡し

(2) 広報事業

後期高齢者医療制度の開始時期（平成20年4月）の周知をはじめとして、後期高齢者医療制度に対する理解が深まるよう、各種広報事業を実施します。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・ 市町村広報用原稿の作成・ 制度啓発用ポスター、パンフレット等の作成・ 広域連合ホームページの作成・ マスメディアへの広告掲出	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村広報への掲載、配布・ パンフレット等の配布

【平成20年度～平成23年度】

(1) 被保険者証の交付等

後期高齢者医療制度の被保険者へ、被保険者証の交付を行います。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・資格確認、被保険者証交付決定・被保険者台帳への記載・被保険者証の作成（一斉更新時）	<ul style="list-style-type: none">・被保険者証の交付、再交付申請の受付・更新時の旧被保険者証の提出の受付・被保険者証の作成（随時分）・被保険者証の引渡し・被保険者証の返還の受付・受け付けた書類等の広域連合への送付

(2) 保険料の賦課、徴収

後期高齢者医療に要する費用に充てるため、被保険者に対し保険料の賦課を行い、市町村においてその徴収を行います。

低所得者及び被用者保険の被扶養者であった人については、保険料の軽減等の措置を講じ、後期高齢者医療制度の円滑な導入を図ります。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・保険料率の設定・保険料減免、徴収猶予対象者の決定・賦課額の算定、賦課決定・賦課決定額の被保険者への通知	<ul style="list-style-type: none">・保険料の徴収・保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付・所得状況、世帯状況の把握・賦課額の算定に必要な所得情報の広域連合への提供・納入通知書、賦課決定通知書の被保険者への送付・徴収した保険料を広域連合へ納入

(3) 負担区分の判定、障害認定

被保険者が医療機関に支払う一部負担金の割合、一部負担金等の減額対象となる低所得者の判定を行い、負担区分を決定します。

申請により寝たきりなど一定の障害がある65歳以上の人の障害認定、限度額適用・標準負担額減額認定を行い、認定者には被保険者証及び認定証を交付します。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・負担区分の判定及び市町村への判定結果の伝達・負担区分の再判定及び市町村への判定結果の伝達・限度額適用・標準負担額減額の認定、障害認定及び市町村への認定結果の伝達・被保険者証、認定証の作成（一斉更新時）	<ul style="list-style-type: none">・所得状況、課税状況、世帯状況の把握・負担区分判定に必要な所得情報の広域連合への提供・負担区分判定結果の通知、基準収入額適用に係る確認及び申請勧奨・基準収入額の適用、限度額適用・標準負担額減額認定、障害認定に係る情報の提供、申請の受付、広域連合への申請書の送付・被保険者証、認定証の作成（随時分）・被保険者証、認定証の引渡し

(4) 後期高齢者医療給付

被保険者が受けた病気やけがの治療に係る医療費、入院時の食費に係る標準負担額等の給付を行います。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療給付の審査、支払・レセプトの点検、保管	<ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療給付に係る申請の受付

(5) 保健事業

被保険者が健康的に暮らすことができるよう、市町村と連携して各種保健事業を実施します。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・市町村が行う健康診査の支援、健康相談・指導及び健康増進事業との連携	<ul style="list-style-type: none">・健康診査、健康相談・指導及び健康増進事業の実施

(6) 医療費適正化事業

高齢化以上の伸び率で増加を続ける高齢者医療費の適正化を図ります。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・医療費通知の作成・レセプト点検の実施・重複・頻回受診者情報の提供・第三者求償請求の実施・パンフレット等の作成	<ul style="list-style-type: none">・医療費通知の発送・重複・頻回受診者への対応・第三者求償に係る申請の受付、確認・パンフレット等の配布

(7) 広報事業

後期高齢者医療制度の趣旨や内容等を理解していただけるよう、各種広報事業を実施します。

広域連合	市町村
<ul style="list-style-type: none">・各種広報用資料の作成・広域連合ホームページによる情報提供	<ul style="list-style-type: none">・市町村広報への掲載、配布・パンフレット等の配布